第5次食育推進基本計画作成に向けた主な論点

^{令和7年6月} 農林水産省

1 食育の基本的な取組

〇令和3年3月に作成された第4次食育推進基本計画に基づき、政府全体として食育の取組を推進。

○ 食育の施策(食育基本法・第4次食育推進基本計画(令和3年度~7年度))

1. 家庭における食育の推進:

- ・子供の基本的な生活習慣の形成
- ・妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
- ・望ましい食習慣や知識の習得

2. 学校、保育所等における食育の推進:

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進:

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・食品関連事業者等による食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・歯科保健活動における食育の推進

4. 食育推進運動の展開:

- ・食育に関する国民の理解の増進
- ・ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等
- ・食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁 業の活性化等:

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した食育の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等:

・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への 情報発信など、地域の多様な食文化の継承に繋がる食育の推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、 情報の提供及び国際交流の推進:

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- 食品表示の理解促進

2 第4次食育推進基本計画の目標の進捗状況

- ○目標値と現状値を比較すると、目標値を達成したものは2項目
- ○第5次食育推進基本計画の目標は、目標の進捗状況や専門委員会での議論等を踏まえ、食育の更なる推進に資するように PDCAサイクルの考えを取り入れて、目標を設定することを検討。

目標	目標						
	具体的な目標値	第4次基本計画 作成時の値 (令和2(2020) 年度)	現状値 (令和 6 (2024) 年度)	目標値 (令和7 (2025) 年度)			
1	食育に関心を持っている国民を増やす			12:12			
	① 食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	80.8%	90%以上			
2	2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす						
	② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週8.9回	週11回以上			
3	3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす						
	③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	64.6%	75%以上			
4	4 朝食を欠食する国民を減らす						
	④ 朝食を欠食する子供の割合	4.6% (令和元 (2019) 年度)	6.3%	0%			
	⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	29.6%	15%以下			
5	学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす						
	⑥ 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の 平均取組回数	月9.1回 (令和元(2019) 年度)	13.1 🗆	月12回以上			
	⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元(2019)年度)から維持・向上した都道府県の割合	_	70.2%	90%以上			
	(多) 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元(2019)年度)から維持・向上した都道府県の割合	_	83.0%	90%以上			
6	6 栄養パランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす						
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回 以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	36.8%	50%以上			
	⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回 以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	23.3%	40%以上			
	⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g (令和元 (2019) 年度)	9.8g (令和 5 (2023) 年度)	8g以下			
	② 1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g (令和元 (2019) 年度)	256.0g (令和 5 (2023) 年度)	350g以上			
	③ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6% (令和元 (2019) 年度)	63.4% (令和 5 (2023) 年度)	30%以下			
7	生活習慣病の予防や改善のために、 ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす						
	(4) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	63.7%	75%以上			

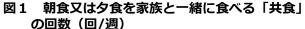
目標						
	具体的な目標値	第4次基本計画 作成時の値 (令和2(2020) 年度)	現状値 (令和 6 (2024) 年度)	目標値 (令和 7 (2025 年度)		
8	ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす					
	⑥ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	47.7%	55%以上		
9	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす					
	⑥ 食育の推進に関わるボランティア団体等において 活動している国民の数	36.2万人 (令和元 (2019) 年度)	30.5万人 (令和 5 (2023) 年度)	37万人以上		
10	農林漁業体験を経験した国民を増やす					
	⑰ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	57.0%	70%以上		
11	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす					
	(B) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ 国民の割合	73.5%	67.5%	80%以上		
12	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす					
	⑨ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	61.3%	75%以上		
13	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす					
	② 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国 民の割合	76.5% (令和元 (2019) 年度)	74.9%	80%以上		
14	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす					
	② 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作 法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	44.8%	55%以上		
	② 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民 の割合	44.6%	56.1%	50%以上		
15	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす					
	② 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら 判断する国民の割合	75.2%	74.8%	80%以上		
16	推進計画を作成・実施している市町村を増やす					
	② 推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5% (令和元 (2019) 年度)	91.2%	100%		

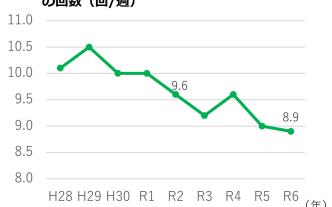
- - ④ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)
 - ⑥ 「学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査」(文部科学省)
 - ⑦、⑧ 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(文部科学省)
 - ①~③ 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)
 - ⑯、⑳ 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ
 - □ 令和元 (2019) 年度の値は「令和元年度消費者の意識に関する調査結果報告書−食品ロスの認知度と取組状況等に 関する調査-」(消費者庁)、令和6 (2024) 年度の値は「令和6年度第2回 消費生活意識調査」(消費者庁)
- 注:1) 青色で塗りつぶしている目標は、達成済みのもの
- 2)「6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」の食育ピクトグラム「太りすぎない やせすぎない」は、 ⑪の目標値に対応

3 (1) 家庭における食育の推進

現状·課題

- ・家庭においては、基本的な生活習慣の確立への意識を高め、生涯にわたって切れ目のなく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む 基盤づくりを行うことが重要である。特に子供にとっては、保護者の影響が大きいため、子供と保護者が一緒になって行動することが重要 である。
- ・家庭での共食は食育の原点であり、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え、習得する機会にもなるが、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数」は令和2年と 比べて減少している。
- ・このほか、「<u>朝食を欠食する子供の割合」が増加</u>していること等に見られるように、家族構成の変化やライフスタイル、働き方の多様化等により、家庭での健全な食生活を実践することが困難な場面が増えている。





資料:農林水産省「食育に関する意識調査」

図2 朝食を欠食する子供(小学校6年生) の割合(%)



資料: 文部科学省「全国学力・学習状況調査 | を基に農林水産省作成

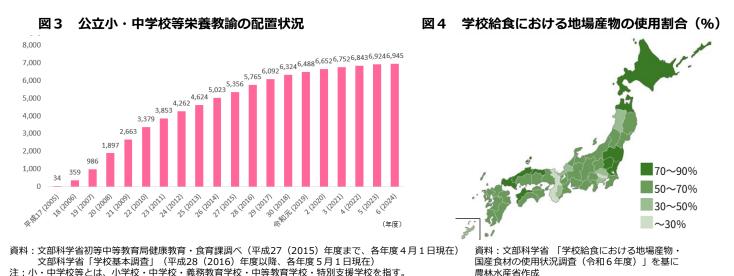
3 (1) 家庭における食育の推進

- ・日常生活の基盤となる家庭において食育の実践につながるよう、学校や保育所等での食育に当たって、地域住民や民間企業・NPO等と連携し協力を得たり、保護者も参加できる工夫を加えたりすることなどにより、親子で学ぶ機会の提供を促進するなど、学校等と家庭・地域等との連携・協働の下、地域の実情に応じた家庭教育支援を推進することが重要ではないか。
- ・また、妊娠期や授乳期においても、成育医療等基本方針に基づく母子保健活動を更に充実させるなど、望ましい食生活の実現に向けて、地域のあらゆる場を通じて、乳幼児やその保護者に対する食育の取組を推進することが重要ではないか。

3 (2) 学校、保育所等における食育の推進

現状・課題

- ・近年の家庭環境の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所等における食育の推進が重要である。また、児童生徒の心身の成長や健康の保持増進にとどまらず、食や農への興味や関心を高めるとともに、日常の食の大切さや食の時間を満喫することの意義を実感できるようにすることが重要である。
- ・学校における食に関する指導の中核を担っている<u>栄養教諭の配置数は増加している</u>が、地域による格差がある中で、全ての児童生徒が 食に関する指導を等しく受けられるよう、指導を行うための体制の充実や資質能力の向上が求められている。
- ・児童生徒が持続可能な食生活を実践するためには、健全な食生活に関する理解や食を支える農林漁業への理解が求められているが、 地域によって<u>学校給食における地場産物等の活用促進などの取組に差がある</u>。
- ・就学前の子供が、望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、保育所等において、家庭や 地域等と連携した食育のより一層の推進が必要である。





資料:農林水産省「令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度における有機農業の推進状況調査(市区町村対象)」

3 (2) 学校、保育所等における食育の推進

論点

(栄養教諭等)

- ・栄養教諭がその能力を最大限発揮し、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことができるよう、栄養教諭の育成とその資質能力の向上に取り組むことが重要ではないか。
- ・このほか、食に関する指導の評価の在り方について幅広く周知するとともに、教員研修等においても食育に関する研修や授業を行うなど、 学校が食育の推進に向けて果たすべき役割に関する学校関係者の意識の向上を図ることが重要ではないか。
- ・全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられ、食育の取組の充実が図られるように、新規採用や 学校栄養職員からの速やかな移行等、栄養教諭の配置促進を図ることが重要ではないか。

(農林漁業教育)

- ・全ての児童生徒が、農林漁業の現場を学び、体験し、探究心を育むことができるように、そのために必要となる人材の育成・確保等を図るなど、食料安全保障の確保等の観点も含めた「農林漁業教育」の実践を促すことが重要ではないか。
- ・「農林漁業教育」の実践に向けては、市町村食育推進計画や食に関する指導の計画、学校給食に係る指針などの策定(改定)の 際に、関係者間の連携の下、農林漁業体験や地場産物等の給食での利用を促進する旨を位置付けるよう促すことが重要ではないか。

(学校給食)

- ・学校給食において、地場産物や有機農産物の活用や、郷土料理等の導入を促進することで、我が国及び各地域の優れた食文化や環境負荷低減、食料安全保障等について、理解を深められるよう指導事例の創出やその普及を行うことが必要ではないか。
- ・学校給食における地場産物等の安定供給や活用に向けた地域の関係者による連携体制を構築していくことが重要ではないか。
- ・学校歯科医と栄養教諭等が連携し、学校給食を通じて児童生徒がゆっくりよく噛んで食事を行うようになるよう指導を充実させることが 重要ではないか。

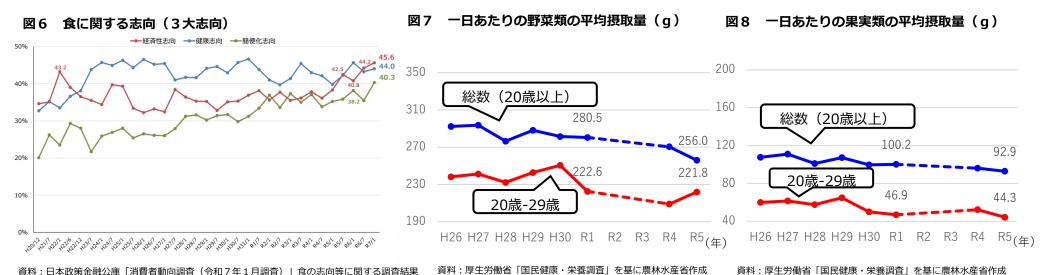
(保育所等)

・保育所等の食育に当たっては、保護者や地域の多様な関係者等と連携しつつ、園における野菜などの栽培や調理体験、地域の食に関わる生産者と連携した体験活動などの創意工夫ある取組をさらに推進していくことが重要ではないか。

3 (3)地域における食育の推進①

現状・課題

- ・健康寿命を延伸するためには、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携・協働しつつ、地域における食生活の改善が図られることが必要である。
- ・単身世帯が増加するなどの生活環境の変化に伴い、<u>食に関する経済性志向、簡便化志向も上昇傾向</u>にあり、食生活の在り方は大きく変化している。
- ・<u>20歳以上の野菜類・果実類の摂取量は減少傾向にあり、特に若者の摂取量が少ない</u>。また、中高年においては米の消費量が減少しているなど、「大人」の栄養バランスに乱れが生じている。
- ・こうした背景から、国民の食生活を支え、食を通じて消費者と日々接している食関連事業者による取組や、従業員の健康や食に影響を 与える職場での取組が求められている。



3 (3)地域における食育の推進①

- ・「官民連携食育プラットフォーム」による幅広い連携・協働の取組を通じて、国民による日常の消費行動の中に食育を内在させる「大人の食育」を推進すると同時に、食に関連する事業を営む者等による食育活動を自社の事業活動の持続的発展にもつなげる食育CSV(共通価値の創造)の展開を促進することが重要ではないか。
- ・「官民連携食育プラットフォーム」の下で「食育実践優良法人顕彰」を発展的に実施することにより、従業員等の健全な食生活の実践に 取り組む企業を広く顕彰し、企業の活力向上及び従業員等に対する食育の優良な取組の横展開を図ることが重要ではないか。
- ・食品事業者等による、外食・中食等における健康的な食事を促す表示の取組や、単身世帯・共働き世帯等の食生活改善につながる 新たな商品・サービスの開発・導入を促進していくことが重要ではないか。
- ・生産者・産地等の効果的な情報発信に向けて、食品事業者等への技術実装を進めることが重要ではないか。
- ・自ら食を選び始める世代の食生活の向上を目指し、大学等で食や農に関する様々な学びの機会を提供する取組を促進することが重要ではないか。
- ・各世代の健全な食生活の実現に向けた課題に対応した形で、「食事バランスガイド」の活用を含めた食生活改善のための啓発・周知を 強化していくことが重要ではないか。
- ・管理栄養士・栄養士と医師、歯科医師等が連携・協働し、健康診断や歯科検診等の機会を健全な食生活の実践につなげるなど、国 民により身近な場面での食育の取組を促進することが重要ではないか。また、医療関係団体等による食育の取組について、更なる促進 を図ることが重要ではないか。

3 (3)地域における食育の推進②

現状·課題

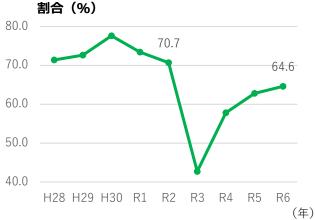
- ・<u>家庭環境や生活の変化</u>等により、家族との共食が難しい場合があることから、地域における様々な世代と共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する観点からも重要である。「地域等で共食をしたいと思う人が共食する割合」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により<u>減少した</u>が、令和4年から<u>回復傾向で推移</u>している。
- ・口腔機能の獲得、維持、向上が健康寿命の延伸のためには重要であり、食べ方に着目した食育の推進が必要であるが、「ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合」は令和2年からほぼ横ばいである。
- ・大規模な自然災害等の発生に備え、地方公共団体、民間団体等における食品の備蓄に加えて、各家庭での食品の備蓄も求められているが、災害備蓄として推奨されている3日分以上の非常食を用意している人は43.0%(令和6年)である。

図9 高齢者世帯のうち単独世帯の割合(%)



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」を基に農林水産省作成

図10 地域等で共食をしたいと思う人が共食する



資料:農林水産省「食育に関する意識調査」

図11 ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合(%)



資料:農林水産省「食育に関する意識調査」

3 (3)地域における食育の推進②

- ・地域における共食の推進のために、共食の意義や効果を発信するとともに、こども食堂等の共食の場の提供等への支援等を通じて、共 食を希望する人が安心して参加できる環境づくりを進めることが必要ではないか。
- ・健康で質の高い生活を確保するために、ライフステージごとの特性及びライフコースアプローチを踏まえて、口腔機能の獲得、維持、向上に取り組むことが必要ではないか。また、誤えん・窒息予防の観点からも食べ方に着目した食育の推進が必要ではないか。
- ・ローリングストックの手法など食品の家庭備蓄に関する様々な情報を集約したポータルサイトなどを通じて、各個人に合った形で十分な食事が摂取できるように、各家庭での備蓄の重要性について継続して、普及啓発を進める必要があるのではないか。

3 (4) 食育推進運動の展開

現状・課題

- ・食育の推進に当たっては、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者と連携・協働して国民運動として展開する必要がある。
- ・「食育に関心を持っている国民の割合」は近年伸び悩んでいる。特に20歳代の男性においては、他の世代と比べると低く、若い世代では、「食事や食生活への関心はあるが、他のことで忙しいから」と回答する人の割合が高くなっている。また、日頃から健全な食生活を実践することを心掛けていない人の割合は、30歳代以上の各年代の女性においては、おおむね20%程度かそれ以下である一方、20歳代女性では41.8 %と高い割合である。
- ・地方公共団体レベルでの取組状況には差が見られ、また、部局間連携が十分ではなく、他の業界への波及効果が限定的であることも 見られる。
- ・地域での食育推進運動の中核的役割を担うことが期待されている<u>食育ボランティアは</u>、近年、人口減少や高齢化等の影響により<u>その数</u>が減少している。

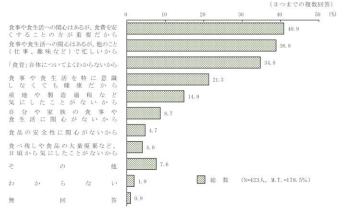
図12 食育に関心を持っている国民の割合(%)

90.0 総数 (20歳以上) 83.2 80.8 80.0 72.7 70.0 67.4 60.0 20歳-29歳男性 50.0 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6

資料:農林水産省「食育に関する意識調査」

(年)

図13 食育に関心がない理由



資料:農林水産省「食育に関する意識調査」(令和6年度)

図14 食育の推進に関わるボランティア団体等 において活動している国民数(万人)



資料:農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ

3 (4)食育推進運動の展開

- ・6 月の「食育月間」に加えて、例えば、収穫時期である秋にも「食育月間」を新たに設定して、官民で連携した取組を進めることが重要ではないか。
- ・毎月19日の「食育の日」について、それぞれの地域や取組主体の創意工夫で月ごとのテーマを決めること等により、改めて取組を活性化 させることが重要ではないか。
- ・「文化×食育」、「観光×食育」、「環境×食育」、「スポーツ×食育」の取組など、他分野との協働により、様々なアプローチの手法を採用して、より身近な場面で食や栄養に関する知識の習得や実践・相談を可能にする取組拡大を図ることが重要ではないか。
- ・新たな情報発信ツールの活用等を図りつつ、学界の最新の科学的知見の普及や消費者行動へのインセンティブの付与を行うなど、各世代への効果も踏まえた、より国民に届き理解が進むような発信内容・方法を検討して取り組むことが重要ではないか。
- ・食育に関する民間資格を有する者等の掘り起こしや、食や農に関するリカレント教育を行うことで、食育活動を推進する人材の育成を 図ることが重要ではないか。
- ・地方自治体における部局間の連携体制の構築を促すとともに、自治体別の食育の取組状況の「見える化」を図ることにより、地方自治 体の取組の強化につなげることが重要ではないか。

3 (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等①

現状·課題

- ・改正食料・農業・農村基本法第14条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされたところであり、農業の生産現場の実態などに対する消費者の理解を深める観点からも食育の推進が重要である。
- ・首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、国民の食卓と農の現場の距離が遠くなる中、生産現場の理解を 深め生産者の努力を実感できる農林漁業体験はこれまで以上に重要となっている。
- ・農林漁業体験に参加した者の<u>6割強が「自然の恩恵や生産者への感謝を感じられるようになった」、また約4割の者が「地元産や国産の食材を積極的に選ぶようになった」</u>と回答している一方で、「農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合」は令和2年と比べて減少している。

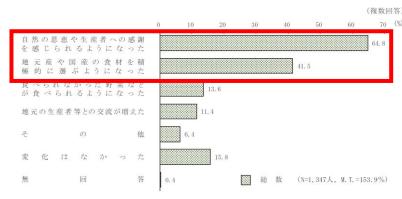
図15 産地や生産者を意識して農林水産物・食品 を選ぶ国民の割合(%)



図16 農林漁業体験を経験した国民(世帯) の割合(%)



図17 農林漁業体験に参加して変化したこと



資料:農林水産省「食育に関する意識調査」(令和6年)

3 (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等①

- ・農林漁業体験機会の拡大のために、農山漁村での宿泊体験を含め、全国の農林漁業体験活動に関する情報を取りまとめ、誰でも体験に参加できるよう、広く消費者等に対し発信することが重要ではないか。また、持続可能な形での農林漁業体験機会の提供にも資するよう、ビジネスの視点も踏まえ、農泊の取組をはじめ、ツーリズムの需要を取り込みながら、消費者や学校、企業・団体等とのマッチングを推進することが重要ではないか。
- ・農業体験に活用するための耕作放棄地の復元や里地里山の再生、農業教育用の小規模農園の整備等、地域・学校の創意工夫に基づく取組を進めることが重要ではないか。
- ・産直活動等の様々なチャネルを通じて、生産者と消費者との交流を促進する取組を進めることが重要ではないか。
- ・官民協働の下、地域の食品・農林水産物などの地域資源を活用した様々な食育活動に取り組むことで、地域の農林水産業や食文化 への理解を醸成する「豊かな食と農のまちづくり」を推進することが重要ではないか。

3 (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等②

現状·課題

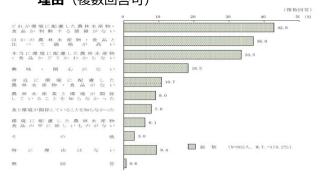
- ・地球環境問題やSDGsへの対応の必要性も踏まえた持続可能な食料システムの構築に向け、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費への理解を深める食育の推進が必要がある。
- ・<u>「環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合」は令和2年と比べて減少</u>している。その理由として、「<u>環境に配慮された農林</u> 水産物・食品であるか判断する情報がないこと」、「価格が高いこと」等が考えられる。
- ・我が国は、大量の食料を輸入している一方、<u>まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃</u> 棄され、年間464万トン(令和 5 年度)の食品ロスが未だ発生している。

図18 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ 国民の割合(%)



資料:農林水産省「食育に関する意識調査」

図19 環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいない 理由(複数回答可)



資料:農林水産省「食育に関する意識調査」(令和6年度)

図20 我が国の食品ロスの発生量



資料:消費者庁「食品ロス量の推移と削減目標」

3 (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等②

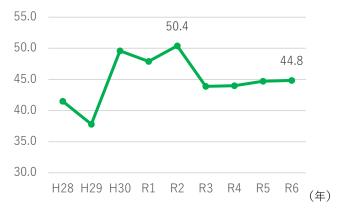
- ・食育活動を展開するに当たっては、環境と調和のとれた食料システムを確立する視点を踏まえ、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全、食品ロスの削減など環境負荷低減の取組への理解醸成と行動変容につながるよう推進を図ることが重要ではないか。
- ・特に、環境に配慮した農林水産物・食品の選択に向け、情報発信・普及啓発や、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進等を通じて、消費者理解を深めていくことが必要ではないか。
- ・また、第2次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を増進するための普及啓発を図ることが必要ではないか。

3 (6)食文化の継承のための活動への支援等

現状・課題

- ・長い年月を経て形成されてきた我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるものである。また、栄養バランスに優れ、日本 人の長寿の支えにもなっている。
- ・一方、我が国における共働きや単身世帯の増加など社会構造の変化や食の外部化などライフスタイルの変化があり、伝統的な食文化の 継承が一層難しくなっている。
- ・「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」は、令和3年から横ばいとなっている。
- ・「郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合」は、令和6年が56.1%と約半数。
- ・こうした背景から、和食に接する機会の確保や和食文化の保護・継承を図るとともに、食文化の国民への理解醸成を図っていくことが課題。

図21 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理 や作法等を継承し、伝えている国民の割合(%)



資料:農林水産省「食育に関する意識調査|

図22 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている 国民の割合(%)



資料:農林水産省「食育に関する意識調査」

3 (6)食文化の継承のための活動への支援等

- ・若い世代やシニア世代、単身世帯などにターゲットを広げながら、身近に健康的な和食を食べる機会を増やす活動を、官民が協働して 展開する必要があるのではないか。
- ・和食文化を伝える中核的な人材である「和食文化継承リーダー」の育成を図るとともに、様々な場面でその積極的な活用を図るべきではないか。
- ・現在各地域と連携して進めている伝統的な食のデータベースの充実を図るなど、和食に関する調査・研究の成果について普及・啓発の 取組を強化する必要があるのではないか。
- ・観光、文化振興などの施策と連携し、食文化の国民理解の醸成を図っていく必要があるのではないか。
- ・食文化の国内外への発信を契機として我が国の地域の食文化の魅力を認識してもらい、これをインバウンド・輸出の拡大等につなげる好循環を図る取組について、在外公館料理人制度や文化外交の戦略的かつ抜本的な強化の取組とも連携しつつ強力に推進する必要があるのではないか。

3 (7)食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

現状・課題

- ・健全な食生活を実践していくためには、科学的知見に基づき合理的な判断を行う能力を身に付けた上で、食を選択する必要性がある。
- ・国民への食品安全に係る知識の普及については、継続的に取り組んでいるものの、「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合」は、近年伸び悩んでいる。
- ・食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に重要な役割を果たしている食品表示については、より分かりやすく、活用しやすいものにするために、「情報量を絞り、文字を大きくする」、「アプリ等を利用し、知りたい情報をすぐに読み取れるようにする」必要があるという意見が多く挙げられている。

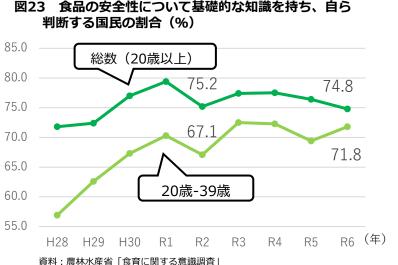
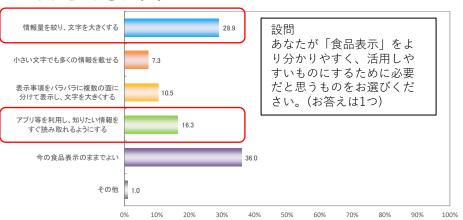


図24 「食品表示」をより分かりやすく、活用しやすいものにするために 必要だと思うもの(%)



資料:消費者庁「令和5年度食品表示に関する消費者意向調査」

3 (7)食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- ・食品安全に係る消費者のリテラシー向上のため、SNSなどを活用した情報発信及びリスクコミュニケーションを更に推進することが必要ではないか。
- ・食品表示について、その制度の更なる普及啓発に取り組むほか、合理的かつシンプルで分かりやすいものとなるよう、その在り方について、 精力的に検討を進める必要があるのではないか。
- ・国民が健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性や栄養等に関する様々な情報について、国民が十分に理解し活用できるよう考慮しつつ、国民にとって分かりやすく入手しやすい形で情報提供する取組を更に推進することが必要ではないか。
- ・生産者から消費者までの食料システムを支えるあらゆる関係者を巻き込みながら、食料の持続的な供給に寄与するような「行動変容」を 促すため、消費者の日常の消費行動や、食や農に対する意識、普段の食事の実態等についても、継続して把握することが重要ではない か。